

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の概要

I 概要

1. 職員配置基準関係

(1) 加算職員の配置の義務化

① 家庭支援専門相談員の配置を義務化する。

※ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設

② 個別対応職員の配置を義務化する。

※ 乳児院（定員 20 人以下を除く）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び一時保護施設（10 人以下を除く）

③ 心理療法（指導）担当職員（対象者 10 人以上に心理療法（指導）を行う場合）の配置を義務化する。

※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設

※ 知的障害児施設（第一種自閉症児施設を除く）、盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く）、肢体不自由児療護施設については対象者 5 人以上、一時保護施設については対象者がいる場合

(2) 現行の措置費等に含まれている直接職員で最低基準に明記されていないものの明記

① 乳児院における看護師等（1 歳児以上の場合）の配置数を明記する。

※ 1 歳児 1.7 : 1、2 歳児 2 : 1、3 歳以上児 4 : 1（現在は乳児 1.7 : 1 のみ規定）

② 児童養護施設における看護師（乳児入所の場合）の配置を明記する。

③ 小規模施設における保育士等の加配を明記する。

※ 乳児院（定員 10 人以上 20 人以下）、児童養護施設（定員 45 人以下）、知的障害児施設（第一種自閉症児施設を除く）（定員 30 人以下）及び盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く）（定員 35 人以下）

④ 母子生活支援施設における母子支援員・少年指導員の配置数を明記する。

※ 20 世帯以上施設で各 2 人配置（現在は各 1 人のみ規定）

(注) (1)①②は、経過措置として、平成 23 年度末までは置かないこともできる。

2. 設備基準関係

① 居室面積の下限の引上げを行う。

※乳児院 1人1.65㎡以上 → 2.47㎡以上

※母子生活支援施設 1人概ね3.3㎡以上 → 1室30㎡以上

※児童養護施設、知的障害児施設（第一種自閉症児施設を除く）、盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、一時保護施設及び婦人保護施設

1人3.3㎡以上 → 4.95㎡以上（児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設及び一時保護施設の乳幼児のみの居室は3.3㎡以上）

② 居室定員の上限の引下げを行う。

※児童養護施設、知的障害児施設（第一種自閉症児施設を除く）、盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く）及び一時保護施設

15人以下 → 4人以下（乳幼児のみの居室は6人以下）

※情緒障害児短期治療施設 5人以下 → 4人以下

※児童自立支援施設 15人以下 → 4人以下

③ 相談室の設置を義務化する。

※乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設及び一時保護施設（情短施設は規定済）

（注）①②は、改正施行後に新設、増築又は全面改築される居室に、③は改正施行後に新設又は全面改築される施設に適用する。

3. その他

各施設の運営理念の表現の見直し、運営の一般原則の規定の新設等、所要の改正を行う。

Ⅱ 施行期日

公布の日（平成23年6月17日）

児童福祉法最低基準等の一部を改正する省令 新旧対照条文(抄) 目次

- 児童福祉施設最低基準 (昭和二十三年厚生省令第六十三号) (第一条関係) 1
- 児童福祉法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第十一号) (第二条関係) 34
- 婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準 (平成十四年厚生労働省令第四十九号) (第三条関係) 39

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（児童福祉施設の一般原則）</p> <p>第五条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（児童福祉施設における職員の一般的要件）</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（児童福祉施設の構造設備の一般原則）</p> <p>（新設）</p> <p>第五条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>2 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（児童福祉施設における職員の一般的要件）</p>

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第七条の二 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 (略)

(衛生管理等)

第十条 (略)

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）に
おいては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 (略)

(食事)

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第七条の二 児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 (略)

(衛生管理等)

第十条 (略)

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設（助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を除く。）においては、一週間に二回以上、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 (略)

(食事)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第十二条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 (略)

(削る)

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。い。

(新設)

(入所した者及び職員の健康診断)

第十二条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 (略)

3 児童福祉施設の長は、第一項の健康診断に当たっては、必要に応じ梅毒反応検査を行わなければならない。

4 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

5 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している

者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

第二章 助産施設

(種類)

第十五条 (略)

2 第一種助産施設とは、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の病院又は診療所である助産施設をいう。

3 (略)

第三章 乳児院

(設備の基準)

第十九条 乳児院(乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)十人未満を入所させる乳児院を除く。)の設備の基準は、次のとおりとする。

一 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 寝室の面積は、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。

三 観察室の面積は、乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

第二章 助産施設

(種類)

第十五条 (略)

2 第一種助産施設とは、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の病院である助産施設をいう。

3 (略)

第三章 乳児院

(乳児院の設備の基準)

第十九条 乳児院(乳児十人未満を入所させる乳児院を除く。)の設備の基準は、次のとおりとする。

一 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 寝室及び観察室の面積は、それぞれ乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

(新設)

第二十条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。
- 二 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、一室につき九・九一平方メートル以上とし、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。

(職員)

第二十一条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、乳幼児二十人以下を入所させる施設にあつては個別対応職員を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

3 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号

第二十条 乳児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児の養育に専用の室を設けること。
- 二 前項の室の面積は、一室につき九・九一平方メートル以上とし、乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

(職員)

第二十一条 乳児院（乳児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

（）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 | 看護師の数は、乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね一・七人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上（これらの合計数が七人未満であるときは、七人以上）とする。

6 | 看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。ただし、乳児十人の乳児院には二人以上、乳児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。

7 | 前項に規定する保育士のほか、乳幼児二十人以下を入所させる施設には、保育士を一人以上置かなければならない。

第二十二條 乳幼児十人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 (略)

(養育)

第二十三條 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければ

2 | 看護師の数は、おおむね乳児の数を一・七で除して得た数（その数が七人未満であるときは七人）以上とする。

3 | 看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。ただし、乳児十人の乳児院には二人以上、乳児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。
(新設)

第二十二條 乳児十人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 (略)

(養育の内容)

第二十三條 乳児院における養育は、乳児の健全な発育を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

ばならない。

2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第十二条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(乳児の観察)

第二十四条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認められた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

(自立支援計画の策定)

第二十四条の二 乳児院の長は、第二十三条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第二十五条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密

2 養育の内容は、精神発達の観察及び指導、毎日定時に行う授乳、食事、おむつ交換、入浴、外気浴及び安静並びに定期に行う身体測定のほか、第十二条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

(新設)

(乳児の観察)

第二十四条 乳児院（乳児十人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認められた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

(自立支援計画の策定)

第二十四条の二 乳児院の長は、第二十三条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳児について、乳児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(保護者等との連絡)

第二十五条 乳児院の長は、乳児の保護者及び必要に応じ当該乳児を取り扱った法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司（以

接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第四章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第二十六条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- 二 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、一世帯につき一室以上とすること。
- 三 母子室の面積は、三十平方メートル以上であること。
- 四 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
- 五 乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。

(職員)

第二十七条 母子生活支援施設には、母子支援員(母子生活支援施設

下「児童福祉司」という。)又は児童委員と常に密接な連絡をとり、乳児の養育につき、その協力を求めなければならない。

第四章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第二十六条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 母子室、集会、学習等を行う室、調理場、浴室及び便所を設けること。ただし、付近に公衆浴場等があるときは、浴室を設けな
いことができる。
- 二 母子室は、一世帯につき一室以上とすること。
- 三 母子室の面積は、おおむね一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児又は幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
- 五 乳児又は幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳児又は幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。

(職員)

第二十七条 母子生活支援施設には、母子指導員(母子生活支援施設

において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 | 心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

3 | 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

4 | 母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設の母子支援員及び少年を指導する職員の数は、それぞれ二人以上とする。

(母子支援員の資格)

第二十八条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一 三 (略)

四 精神保健福祉士の資格を有する者

五 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有す

において、母子の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(母子指導員の資格)

第二十八条 母子指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一 三 (略)

(新設)

四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大

ると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものと

(生活支援)

第二十九条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(保育所に進ずる設備)

第三十条 第二十六条第四号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に進ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第三十三条第二項を除く。）を準用する。

2| 保育所に進ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

(関係機関との連携)

第三十一条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機

臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

(生活指導)

第二十九条 母子生活支援施設における生活指導は、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(授産場の運営)

第三十条 母子生活支援施設に授産場を設けるときは、その運営につき労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の精神を遵守しなければならない。

(関係機関との連携)

第三十条の二 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童家庭支援センター、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童の通学する学校、児童相談所等関係機関と密接に

関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

(削る)

第五章 保育所

(設備の基準)

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一〇七 (略)

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。

イ ホ (略)

へ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト チ (略)

(保育時間)

連携して、母子の保護及び生活の支援に当たらなければならない。

(準用する規定)

第三十一条 第二十六条第四号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第三十条第二項を除く。）を準用する。

第五章 保育所

(設備の基準)

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一〇七 (略)

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。

イ ホ (略)

へ 保育室等その他乳幼児又は幼児が出入し、又は通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト チ (略)

(保育時間)

第三十四条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保護者との連絡)

第三十六条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第六章 児童厚生施設

(職員)

第三十八条 (略)

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一・二 (略)

三 社会福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

第三十四条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保護者との連絡)

第三十六条 保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第六章 児童厚生施設

(職員)

第三十八条 (略)

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一・二 (略)

(新設)

三 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

五] 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

六] 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認められたもの

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことににより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

第七章 児童養護施設

四] 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五] 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認められたもの

イ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ロ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことににより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ 外国の大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

第七章 児童養護施設

(設備の基準)

第四十一条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

三 (略)

- 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

五・六 (略)

(職員)

第四十二条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(設備の基準)

第四十一条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童の居室の一室の定員は、これを十五人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

三 (略)

- 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。

五・六 (略)

(職員)

第四十二条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

(新設)

3| 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4| 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

5| 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

6| 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね六人につき一人以上とする。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

7| 看護師の数は、乳児おおむね一・七人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

(児童指導員の資格)

第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

- 一 (略)
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、

(新設)

(新設)

2| 職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

3| 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね六人につき一人以上とする。

(新設)

(児童指導員の資格)

第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

- 一 (略)
- (新設)
- (新設)
- 二 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しく

教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものである

九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

は社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

三 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

四 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものである

七 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

八 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

(養護)

第四十四条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健全やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第四十五条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(新設)

(生活指導及び家庭環境の調整)

第四十四条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。

(新設)

(新設)

2 児童養護施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。

(削る)

(職業指導)

第四十五条 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより、児童の自立を支援することを目的として、児童の適性、能力等に応じてこれを行わなければならない。

2| 職業指導は、営利を目的とせず、かつ、児童の福祉を損なうことのないようこれを行わなければならない。

3| 私人の設置する児童養護施設の長は、当該児童養護施設内において行う職業指導に付随する収入があつたときには、その収入を適切に処分しなければならない。

4| 児童養護施設の長は、必要に応じ当該児童養護施設外の事業場等に委託して児童の職業指導を行うことができる。ただし、この場合、児童が当該事業場から受け取る金銭の用途については、これを貯金させる等有効に使用するよう指導しなければならない。

(自立支援計画の策定)

(自立支援計画の策定)

第四十五条の二 児童養護施設の長は、第四十四条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第四十五条の二 児童養護施設の長は、第四十四条第一項及び前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第八章 知的障害児施設

第八章 知的障害児施設

(設備の基準)

(設備の基準)

第四十八条 知的障害児施設（自閉症を主たる症状とする児童を入所

させる知的障害児施設（以下「自閉症児施設」という。）を除く。

次条において同じ。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童三十人未満を入所させる施設にあつては、医務室を設けないことができる。

二 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

三 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。

五 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

2 | 自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に收容することを要するものを入所させる自閉症児施設（以下「第一種自閉症児施設」という。）の設備の基準は、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、観察室、静養室、訓練室及び浴室を設けることとする。

3 | 自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に收容することを要しないものを入所させる自閉症児施設（以下「第二種自閉症児施設

第四十八条 知的障害児施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 知的障害児施設（自閉症を主たる症状とする児童を入所させる知的障害児施設（以下「自閉症児施設」という。）を除く。）については、第四十一条の規定を準用する。ただし、静養室は、必ずこれを設けなければならない。

二 自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に收容することを要するものを入所させる自閉症児施設（以下「第一種自閉症児施設」という。）には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、観察室、静養室、訓練室及び浴室を設けること。

三 自閉性を主たる症状とする児童であつて、病院に收容することを要しないものを入所させる自閉症児施設（以下「第二種自閉症

「設」という。)の設備の基準については、第一項の規定を準用する。
ただし、医務室は、必ずこれを設けなければならない。

(職員)

第四十九条 知的障害児施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2| 知的障害児施設の嘱託医は、精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3| 知的障害児施設において、心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

4| 知的障害児施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5| 知的障害児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とする。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。

「施設」という。)については、第四十一条の規定を準用する。
ただし、医務室及び静養室は、必ずこれを設けなければならない。
1

(職員)

第四十九条 知的障害児施設(自閉症児施設を除く。次項において同じ。)については、第四十二条の規定を準用する。ただし、児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とする。

2| 知的障害児施設には、精神科の診療に相当の経験を有する嘱託医を置かなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

6| 第一種自閉症児施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員及び保育士を置かなければならない。

7| 第一種自閉症児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておむね児童の数を六・七で除して得た数以上とする。

8| 第二種自閉症児施設には、第一項から第五項までの職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。

9| 第二種自閉症児施設の看護師の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。

10| 自閉症児施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(生活指導及び学習指導)

第五十条 (略)

2| 知的障害児施設における学習指導については、第四十五条第二項の規定を準用する。

(職業指導を行うに当たつて遵守すべき事項)

第五十一条 (略)

2 前項に規定するほか、知的障害児施設における職業指導については、第四十五条第三項の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第五十三条 知的障害児施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び

3| 第一種自閉症児施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員及び保育士を置かなければならない。

4| 第一種自閉症児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておむね児童の数を六・七で除して得た数以上とする。

5| 第二種自閉症児施設には、第一項及び第二項の職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。

6| 第二種自閉症児施設の看護師の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。

7| 自閉症児施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

(生活指導の目的)

第五十条 (略)

(新設)

(職業指導を行うに当たつて遵守すべき事項)

第五十一条 (略)

2 前項に規定するほか、知的障害児施設における職業指導については、第四十五条第二項から第四項までの規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第五十三条 知的障害児施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び

能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

第八章の二 知的障害児通園施設

（職員）

第五十六条 知的障害児通園施設については、第四十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

2| 職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

3| 知的障害児通園施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じてお
おむね乳幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除し
て得た数の合計数以上とする。

（生活指導及び職業指導）

第五十七条 知的障害児通園施設における生活指導については、第五
十條第一項の規定を準用する。

2
（略）

能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

第八章の二 知的障害児通園施設

（職員）

第五十六条 知的障害児通園施設については、第四十九条第一項及び第二項の規定を準用する。ただし、知的障害児通園施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておむね乳幼児又は幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上とする。

（新設）

（新設）

（生活指導及び職業指導）

第五十七条 知的障害児通園施設における生活指導については、第五
十條の規定を準用する。

2
（略）

第九章 盲ろうあ児施設

(設備の基準)

第六十条 盲児施設（盲ろうあ児施設のうち、盲児を入所させるものをいう。以下同じ。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

四く六 (略)

2 ろうあ児施設（盲ろうあ児施設のうち、ろうあ児を入所させるものをいう。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 ろうあ児施設（強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて指導訓練を行う施設（以下「難聴幼児通園施設」という。）を除く。次項において同じ。）には、児童の居室、講堂、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、映像に関する設備、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 (略)

3 (略)

(職員)

第九章 盲ろうあ児施設

(設備の基準)

第六十条 盲児施設（盲ろうあ児施設のうち、盲児を入所させるものをいう。以下同じ。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 児童の居室の一室の定員は、これを十五人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

四く六 (略)

2 ろうあ児施設（盲ろうあ児施設のうち、ろうあ児を入所させるものをいう。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 ろうあ児施設（強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて指導訓練を行う施設（以下「難聴幼児通園施設」という。）を除く。次項において同じ。）には、児童の居室、講堂、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、映写に関する設備、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 (略)

3 (略)

(職員)

第六十一条 盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く。以下この条において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2| 盲ろうあ児施設において心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には、心理指導担当職員を置かなければならない。

3| 盲ろうあ児施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

4| 盲ろうあ児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

5| 難聴幼児通園施設には、第一項に規定する職員並びに聴能訓練を担当する職員（以下「聴能訓練担当職員」という。）及び言語機能の訓練を担当する職員（以下「言語機能訓練担当職員」という。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

第六十一条 盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

（新設）

（新設）

2| 盲ろうあ児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児又は幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。

3| 難聴幼児通園施設には、第一項に規定する職員並びに聴能訓練を担当する職員（以下「聴能訓練担当職員」という。）及び言語機能の訓練を担当する職員（以下「言語機能訓練担当職員」という。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては、栄養士を置かないことができる。

6| 難聴幼児通園施設の児童指導員、保育士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね幼児四人につき一人以上とする。ただし、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人以上でなければならない。

7| 嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

8| 職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

(生活指導等)

第六十三条 盲ろうあ児施設における生活指導、学習指導及び職業指導並びに盲ろうあ児施設の長の保護者等との連絡については、第五十条、第五十一条及び第五十三条の規定を準用する。ただし、難聴幼児通園施設については、学習指導を行わないことができる。

第九章の三 肢体不自由児施設

(職員)

第六十九条 (略)

2 (略)

3 肢体不自由児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね十人以上、少年おおむね二十人以上につき一人以上とする。

4| 難聴幼児通園施設の児童指導員、保育士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね幼児四人につき一人以上とする。ただし、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人以上でなければならない。

5| 嘱託医は、眼科又は耳鼻いんこう科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

6| 職業指導を課す場合には、職業指導員を置かなければならない。

(生活指導等)

第六十三条 盲ろうあ児施設における生活指導及び職業指導並びに盲ろうあ児施設の長の保護者等との連絡については、第五十条、第五十一条及び第五十三条の規定を準用する。

第九章の三 肢体不自由児施設

(職員)

第六十九条 (略)

2 (略)

3 肢体不自由児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳児又は幼児おおむね十人以上、少年おおむね二十人以上につき一人以上とする。

4・5 (略)

6| 肢体不自由児療護施設において心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には、心理指導担当職員を置かなければならない。

7| 肢体不自由児療護施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

8| 肢体不自由児療護施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を三・五で除して得た数以上とする。

9| 職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

(生活指導等)

第七十一条 肢体不自由児施設における生活指導、学習指導及び職業指導並びに肢体不自由児施設の長の保護者等との連絡については、第五十条、第五十一条及び第五十三条の規定を準用する。ただし、肢体不自由児通園施設については、学習指導を行わないことができる。

2 (略)

第九章の五 情緒障害児短期治療施設

4・5 (略)

(新設)

(新設)

6| 肢体不自由児療護施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を三・五で除して得た数以上とする。

7| 職業指導を課する場合には、職業指導員を置かなければならない。

(生活指導等)

第七十一条 肢体不自由児施設における生活指導及び職業指導並びに肢体不自由児施設の長の保護者等との連絡については、第五十条、第五十一条及び第五十三条の規定を準用する。

2 (略)

第九章の五 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第七十四条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。
- 三 (略)
- 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

第七十五条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療

(設備の基準)

第七十四条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 児童の居室の一室の定員は、これを五人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。
- 三 (略)
- 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。

(職員)

第七十五条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法を担当する職員、児童指導員、保育士、看護師、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 心理療法を担当する職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を修め学士と称することを得る者又は同法の規定による大学の学部で心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理

法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

4| 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5| 心理療法担当職員の数、おおむね児童十人につき一人以上とする。

6| 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第七十六条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

第十章 児童自立支援施設

療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

(新設)

4| 心理療法を担当する職員の数は、おおむね児童十人につき一人以上とする。

5| 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第七十六条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。

第十章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第七十九条 (略)

2 前項に規定する設備以外の設備については、第四十一条(第二号ただし書を除く。)の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

(職員)

第八十条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

3 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した

(設備の基準)

第七十九条 (略)

2 前項に規定する設備以外の設備については、第四十一条の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

(職員)

第八十条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならぬ。

5| 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

6| 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。

(児童自立支援施設の長の資格)

第八十一条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者でなければならぬ。

一 (略)

二 社会福祉士の資格を有する者

三 (略)

四 厚生労働大臣又は都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以

2| 職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

3| 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。

(児童自立支援施設の長の資格)

第八十一条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者でなければならぬ。

一 (略)

二 社会福祉士となる資格を有する者

三 (略)

四 厚生労働大臣又は都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以

上)であるもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業
（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織に
おける児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ・ハ（略）

（児童自立支援専門員の資格）

第八十二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する
者でなければならない。

一（略）

二 社会福祉士の資格を有する者

三（略）

四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、
教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する
課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、社
会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を
優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定に
より大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立
支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲
げる期間の合計が二年以上であるもの

五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学
、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する
課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に

上)であるもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業
に従事した期間

ロ・ハ（略）

（児童自立支援専門員の資格）

第八十二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する
者でなければならない。

一（略）

二 社会福祉士の資格を有する者

三（略）

四 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しく
は社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて
卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学、教育学
若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したこと
により、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認め
られた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は
前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上
であるもの

五 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若し
くは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて
卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの

従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

七・八 (略)

(児童生活支援員の資格)

第八十三条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 (略)
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 (略)

(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)

第八十四条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 (略)

3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第四十五条

又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

六 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

七・八 (略)

(児童生活支援員の資格)

第八十三条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 (略)
- 二 社会福祉士となる資格を有する者
- 三 (略)

(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)

第八十四条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 (略)

3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第四十四条

(第二項を除く。)の規定を準用する。

及び第四十五条の規定を準用する。

改正後	改正前
<p>第一条の三十三（略）</p> <p>② 法第六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 要保護児童（法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の三親等内の親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、<u>拘禁、疾病</u>による病院への入院等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者</p> <p>第六条 法第十三条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 十二（略）</p> <p>十三 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）<u>第二十一条第六項</u>に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの</p>	<p>第一条の三十三（略）</p> <p>② 法第六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 要保護児童（法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の三親等内の親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は<u>拘禁等</u>の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者</p> <p>第六条 法第十三条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 十二（略）</p> <p>十三 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）<u>第二十一条第三項</u>に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの</p>

第二十五条の二十八 (略)

② 法第二十五条の二第六項に規定する厚生労働省令で定めるものは、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 五 (略)

六 児童福祉施設最低基準第二十一条第六項に規定する児童指導員

第三十五条 法第十二条の四の規定による児童を一時保護する施設の設備及び運営については、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の規定（家庭支援専門相談員に係る部分及び同令第四十二条第六項ただし書を除く。）を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、児童十人以下を一時保護する施設にあつては個別対応職員を」と、同条第三項中「心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上」とあるのは「一時保護する児童」と読み替えるものとする。

第三十六条の九 児童自立生活援助事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 入居者の居室の一室の定員は、これをおおむね二人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。

三 五 (略)

第二十五条の二十八 (略)

② 法第二十五条の二第六項に規定する厚生労働省令で定めるものは、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 五 (略)

六 児童福祉施設最低基準第二十一条第三項に規定する児童指導員

第三十五条 法第十二条の四の規定による児童を一時保護する施設の設備及び運営については、法第四十五条の規定により児童養護施設について定める最低基準を準用する。

第三十六条の九 児童自立生活援助事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 入居者の居室の一室の定員は、これをおおむね二人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

三 五 (略)

第三十六条の三十八 (略)

② 児童福祉施設最低基準第七条、第七条の二、第九条、第九条の二、第十条第一項、第二項及び第四項、第十一条第二項、第三項及び第五項、第十二条第一項、第三項及び第四項、第十四条の二並びに第十四条の三第一項及び第三項の規定は、家庭的保育事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第十一条第三項	入所している者	保育を行つている乳幼児	(略)
第十一条第五項	児童福祉施設	家庭的保育事業を行う市町村	(略)
第十二条第一項	児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。）	家庭的保育事業を行う市町村	(略)
(削る)	(略)	(略)	(略)

第三十六条の三十八 (略)

② 児童福祉施設最低基準第七条、第七条の二、第九条、第九条の二、第十条第一項、第二項及び第四項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第一項及び第三項から第五項まで、第十四条の二並びに第十四条の三第一項及び第三項の規定は、家庭的保育事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第十一条第三項	入所している者	保育を行つている乳幼児	(略)
(新設)			
第十二条第一項	児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）	家庭的保育事業を行う市町村	(略)
第十二条第三項	児童福祉施設	家庭的保育事業を行う市町村	(略)

第十二条第三項		入所した者	保育を行っている乳幼児
第十二条第四項	入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は	児童福祉施設	家庭的保育事業を行う市町村
	児童福祉施設の職員	児童福祉施設の職員	家庭的保育者
(略)	入所している者	児童福祉施設	家庭的保育者
	入所している者	児童福祉施設	家庭的保育者

第三十六条の四十一 (略)

② (略)

③ 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 三 (略)

四 法第三十四条の十九第一項各号(養育里親希望者の同居人にあつては、同項第一号を除く。)のいずれにも該当しない者であることを証する書類

五 (略)

④ (略)

第十二条第四項		入所した者	保育を行っている乳幼児
第十二条第五項	入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は	児童福祉施設	家庭的保育事業を行う市町村
	児童福祉施設の職員	児童福祉施設の職員	家庭的保育者
(略)	入所している者	児童福祉施設	家庭的保育者
	入所している者	児童福祉施設	家庭的保育者

第三十六条の四十一 (略)

② (略)

③ 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 三 (略)

四 法第三十四条の十九第一項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

五 (略)

④ (略)

第三十六条の四十三 養育里親が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 (略)

二 法第三十四条の十九第一項第一号に該当するに至つた場合 その後見人又は保佐人

三 本人又はその同居人が法第三十四条の十九第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた場合 本人

四 (略)

② (略)

第三十六条の四十三 養育里親が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 (略)

二 法第三十四条の十九第一号に該当するに至つた場合 その後見人又は保佐人

三 法第三十四条の十九第二号から第四号までに該当するに至つた場合 本人

四 (略)

② (略)

○ 婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">（設備の基準）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 入所者一人当たりの床面積は、<u>収納設備等を除き、おおむね四・九五平方メートル以上</u>とすること。</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二〇五（略）</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">（設備の基準）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 入所者一人当たりの床面積は、<u>収納設備等を除き、おおむね三・三平方メートル以上</u>とすること。</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二〇五（略）</p>